

## クオータ・民主主義・平等

—フィンランドにおける普通選挙権・女性参政権一〇〇年によせて—

リーサ・ニエミネン

(遠藤美奈訳)

訳者注：本稿は Liisa Nieminen, "Kiintiöt, kansanvalta, ja tasa-arvo", *Lakiuutiset* 7-8/2005, s.1140-1164 の全訳である(原文フィンランド語)。フィンランドは一九〇六年に一院制議会が開設された際、普通選挙権と女性参政権を同時に実現させた。原文の収録された *Lakiuutiset* (法律家) 誌同号は「変容する権力の重心——議会の一〇〇年・ヨーロッパへの統合の一〇年」と題した特集号であり、本稿はそのなかから、政治参加における男女平等の現在を扱った論文を訳出したものである。著者のリーサ・ニエミネン Liisa Nieminen 氏は憲法専攻で法学博士、ヘルシンキ大学法学部講師(Doseent)である。以下、本文中の「」は訳者注を示す。

### 1 はじめに

フィンランドの国会は、二二〇〇五年の秋会期開始時点で男性議員一二四名、女性議員七六名から構成されている「フィンランドの国会は一院制で定数二二〇〇」。したがって全議員に女性の占める割合は三八%となるが、会派ごとにみても、たとえば真

フィンランド人党の議員三名はすべて男性だが、一四名を擁する緑の党会派では女性議員が七一%を占めていたりするなど、議員の男女比は大きく異なっている。しかし会派による男女比の違いを端的に示すのは、やはり規模の大きな党派間の格差であろう。社会民主党会派「五三名」に目を向けると、女性の占める割合は四五%であるのに対し、規模において伯仲する中央党会派「五五名」は二五%にとどまっているのである。社会民主党および緑の党以外で三八%という平均値を超えるのは、スウェーデン人民党とキリスト教民主同盟の会派である。

ところで同じ二〇〇五年秋には、女性の権利に関連して、制定の途上にあつたイラク新憲法の問題点が議論されていた。それは女性の参政権を直接制限するものではなかったのだが、日常生活を規律する家族法の事件管轄が民事裁判所から宗教指導者の命令権限へと移されており、そのことが問題とされたのである。これが実現すれば女性の独立が多くの面で現実に制約され、女性の政治参加も影響を受けるのは必至である。<sup>(1)</sup> 憲法草案への承認を得るための国民投票は、いうまでもなく憲法制定手続が民主的であることの見える標識だが、各人が大きな日常生活上の困難を抱えているがゆえに、憲法制定手続の全体に関心を寄せる余力のある者はほんのひとにぎりだ。

私が以上の二つの例をひいて述べたいのは、フィンランドではすべてがうまくいっているが余所ではそうではないということではない。国会での女性議員の割合が世界最高なのはアフリカのルワンダ（四八・八%）であるという事実<sup>(2)</sup>は、この問題のある程度相対化してくれるだろう。それぞれの国の状況や特性は、その国の歴史を知らなければ、より深く理解することはできない。さらにまた、将来にわたって何が起こるかを予測するのききわめて難しい作業である。たとえば最近の研究のなかには、これからの数一〇年間にフィンランドでは政治の女性化が進むと主張するものがみられる。この主張の裏付けとして挙げ

られるのが、二〇〇三年の国政選挙で三五歳未満の女性が一八名当選したのに対し、男性は五名にとどまったという事実である。これらの研究によると、高年齢層の男女はともに、高年齢層の男性に好んで投票する傾向があるという。これに対し、四五歳以下の女性は同世代の女性に投票しており、彼女たちは年齢が上がっても依然として女性に投票すると考えられている。<sup>(3)</sup>

このように予測された展開が実際にもつであろう意味を、現時点で想像するのは難しい。平等の観点からは無条件に進歩を意味することになるのだろうか？なるほど今はそのようにみえるかもしれない。しかし民主的な意思決定システムそれ自体が将来どの方向に進んでゆくのかはわからない。たとえば、進行するグローバル化はどのような影響をもつのだろうか？少なくとも今の段階では、グローバル化はあまり民主的なプロセスとはいえない。<sup>(4)</sup>ここで過去の経験、なかでも議会による意思決定が、多くの点で徐々にコーポラティズム型の参加を基盤とするシステムにとつて替わられていった一九六〇年代以降の経験にも触れておきたい。意思決定の場の移行をめぐっては、とくに一九八〇年代にすべての北欧諸国で真剣に議論された。「権力はいつも女性の手から逃げてしまう」との格言が生まれたのもこのころだった。この格言が示していたのは、国会議員に占める女性の割合が伸びはじめたのと同様に、権力のありかが議会とは別個のコーポラティズム機関および官僚へと移行したことであった。<sup>(5)</sup>これらの機関は民主的な選挙で選出されるものではない。たしかに八〇年代がすぎると、コーポラティズム機関における女性の代表はめざましい増加をみせた(国の審議会における女性増は立法措置に負うところが大きい)が、これらの機関には今でも厳格な性別役割分担が垂直的にも水平的にも映しだされているのである。<sup>(6)</sup>

フィンランドの政治制度を両性の平等な参加の観点から評価してゆくには、何らかの外的な基準が必要である。そのような基準は少なくとも、フィンランドが一九九〇年代初頭に加盟国となった欧州評議会から見つけることができるだろう。欧州評

議会は二〇〇三年、男女間の平等な政治的意思決定への参加に関する勧告を採択した。<sup>(7)</sup> 勧告は、いずれの性についても、政治的意思決定機関における代表の少なくとも四〇%を占めていなければならないことを目標として定めている。この数字はフィンランドでは国会議員八〇名に相当する。しかし、すでに一九〇六年の段階で女性がヨーロッパ初の選挙権・被選挙権を獲得していたフィンランドにあっても、国会は今なお女性についてこの目標を達成できていない。一九〇七年に活動を開始した新しい一院制の国会には、全部で一九名の女性議員が進出した。<sup>(8)</sup> 二院制の議会制度が導入されるまで、フィンランドの国会は四身分制議会であった。一方、女性の当選者数が最も少なかった一九三〇年の選挙では一名にとどまっている。女性議員の割合が伸びはじめたのは一九六六年であり、このとき女性の議席数が初めて三〇を超えた。これまでに女性が最多の議席数を獲得したのは一九九一年の選挙で、七七名が当選している。この選挙では女性候補者の割合もこれまでで最も高かった(四一・二%)。

ここまで述べてきたことはさまざまな問いを喚起する。国民の代表機関たる国会——および民主的な選挙で選出されるそれ以外の機関——における女性の数の多さは、それ自体が絶対的な価値なのか、あるいは政策内容への影響の点で何らかの意味をもつのだろうか。女性たちには、政党その他の枠を超えて政治のなかに追求すべき共通の利益があるのだろうか。<sup>(9)</sup> 問いに答えを出してゆくには、女性と国家の関係をめぐるより深い分析が必要である。両者の関係については、時代によって大きく異なる見解が示されてきた。さらにこれらの問いには、女性議員の割合は時がたてば自然な発展の結果として増えるはずだと私たちはひたすら信じるべきなのか、それとも選挙で選ばれる女性議員の割合を増やすためにはクオータなどの特別な措置が必要なのか、というそれ自体多くの意見の相違を生じさせてきた問いも関係している。こうした措置については、多くの国で——フィンランドもそうであるように——各政党の内部規律に委ねられている一方で、憲法に明確な規定を置いている国も

ある。たとえば現行のフランス憲法では、男女が選挙で等しく候補者になることを法律で促進することが求められているのである。

## 2 課題の確認

本稿で考察されるのは、代表民主制における平等の実現である。それはすなわち、国家システムにおいて民主主義と両性の平等とをいかにして同時に実現するかという問題にほかならない。これらはいずれも基本法で確認されている憲法上の基本原則である。「一九一七年にロシアから独立を果たしたフィンランドの憲法は、統治章典（一九一九年）、国会法（一九二八年）、閣僚責任法（一九二二年）、弾劾裁判所法（一九二三年）の四法から構成されていたが、これらを単一法典化した「フィンランド基本法 Suomen perustuslaki」が一九九九年に成立し、二〇〇〇年に施行されている」。

基本法二条一項によれば、フィンランドにおける主権は、招集された国会によって代表される国民に存する。代表民主制が前提とするとおり、個人は選挙権を個人として行使する（基本法一四条）が、意思決定プロセスは、個人と集団の利益をとともに確保し調整しようとするものだ。選挙権はすべての個人に等しく保障されているが、選挙結果が両性の平等という意味で五分になったことはいまだかつてない。だとすれば、そもそも選挙制度それ自体が客観的なものといえるのか、すでに支配的地位にある集団を優遇する制度になっていないかを問うのも理由のあることといえよう。このような考察は時として、平等化のための措置を肯定する結果に行き着くことがある。クオータによって被配分議席から少数派に最低割当議席を確保する措置

などはその例である。

一般にクオータ制度は、たとえば「選挙の候補者団においてはいずれの性も全候補者の少なくとも四〇%をもって代表されていなければならない」といった要件が、法律もしくは党則で課されることによって実現される。選挙での候補者指名に関するクオータ要件は、外形的には完全に性中立的に書きあげられるのが常だが、実際には例外なく女性候補を念頭に置いている。あらゆる選挙で女性候補の指名が男性候補より少ないことは、複数の研究によって明らかにされている。<sup>(10)</sup>

憲法学からクオータをみたときに問われているのは、基本法で保障されているのは形式的平等か、それとも実質的平等が目指されているのかという点である。政治的代表における平等の実現は、職業生活などにおける平等と比べて、多くにおいていっそう困難だといえる。また、実際の選挙では、女性にとって一般に比例代表法が多数代表法よりかなり有利に働いていることに照らせば、それぞれの国で採用されている選挙制度も平等を考えるうえで重要であるといえる。同様に政党制のあり方も、また、政党およびその内部の女性組織の活動に公権力が財政的援助を行うか否かも重要である。

本稿では、フィンランドの状況のみを扱うのではなく、より一般的な視角を得ることが目指される。北欧諸国のように平等化が緩やかに進んだ国について検討するとともに、平等な代表——少なくとも数のうえでは——へと短期間で到達した、一部の南米およびアフリカ諸国も比較の対象としてとりあげたい。これらの国々を相互に比較する意義はどこにあるといえるのだろうか、そしてそれぞれの類型化はどこまで可能なのだろうか？ 平等の実現に関して北欧諸国は、女性議員の数から判断するかがりでは、これまで長いあいだ先頭集団にいた。ところが今では、その座に争いなくただひとり君臨しているとはいえなくなっている。

しかし数だけを根拠にどのような結論が導けるのかは明らかでない。もし政治的代表的関する両性の平等が、国内に強力な女性運動をもたないまま立法措置によって急速に達成されたとすれば、そのような制度を平等なものといつてよいのかは実際問題として怪しくなる。この点は、立法機関において女性議員の割合が大きいことが、北欧諸国のように制定される法律の内容に反映されているかという観点からも検討される必要がある。北欧諸国が女性に好意的「英語では woman-friendly」といわれるのは、理由のないことではないのだ。ただしその一方で、早い時期に起こった強力な女性参政権運動が、それほど早く女性にとつて望ましい結果を生んだわけではないことも、私たちは歴史において経験している。イルマ・スルクネン *Irma Sulkunen* が適切にも述べているように、女性参政権の実現からは多くの逆説がみいだせるだけでなく、参政権運動の大きさや時期的な早さと女性にとつて望ましい結果との間には、国際比較において相関がまったく存在しなかった。<sup>(11)</sup>ここで彼女はとくに、イギリスの状況を参照している。

両性の平等な参加は、国内法たる基本法のほか、多くの国際人権条約をはじめ、さらには欧州評議会の勧告などのいわゆるソフト・ローにおいても要請されている。<sup>(12)</sup>加えて近年では国連やEUもこの問題に積極的に取り組んでいる。しかしそのことと目標が現実にとどの程度うまく達成できたかということとは別の話である。過去一〇年間に、まず国連の活動領域において、次いでEUでも、「ジェンダー主流化」という新たな概念ないし活動形式が生まれたが、その成果については多くの点でかなりの争いがある。

選挙法規の改正によつて実現されるクオータは、憲法上の問題を生じさせてきた。そのために最終的には憲法改正へ行き着いた国もある。フィンランドではクオータの憲法適合性にかんする公式の見解は、平等法に明文のクオータ規定が追加された

際に表示された「フィンランドにおける法律の合憲性統制は、国会の常任委員会である基本法委員会によって法案の審議段階で行われる。基本法委員会によって基本法の規定に抵触すると判断された法案は、基本法の改正手続によって特別多数で制定される（フィンランド基本法七三条）。ただしこのクオーター規定は国政選挙での候補者指名には適用されず、そのため国会の構成にも無関係であり、地方政府では議会を除く諸組織および審議会機関に適用されるにとどまる。クオーター規定の解釈については最高行政裁判所に豊富な実例があるほか、平等オンブズマンの見解もたびたび示されている。

本稿における検討は、主として憲法学の観点から、選挙の候補者指名に用いられる義務的クオーターがフィンランドではどのようなにして実現できるのかについての考察を通じて行われる。このようなクオーターに対してフィンランドの憲法はどのような立場をとっているのだろうか。憲法学ではこれまでだれもこのテーマを扱ってこなかった。これに対し政治学における議論は近年きわめて盛んである。なかでも「政治学者である」ヨハンナ・カントラ *Johanna Kantola* とアンネ・マリア・ホッリ *Anne Maria Holte* の最新の研究は、筆者にとって大変有用であった。

### 3 女性と国家の関係について

一九〇〇年代初頭のフィンランドでは、普通・平等選挙権にきわめて大きな期待が寄せられたが、それはのちに多くの点で、まったく非現実的であったことが明らかとなる。<sup>(13)</sup> 女性の選挙権・被選挙権についても同様であり、当時、正義になつた社会の到来は間近であると考えられていた。たとえば、フィンランドにおける第一回の選挙で社会民主党の名簿から国会議員とな

つたヒルヤ・パルツシネン *Hilja Purssinen* は、「選挙権によつて女性が何よりもまずアルコール中毒と闘えるようになり、そのことによつて労働者の知的・経済的状态を改善できるようになる」ことを期待した。彼女は女性参政権を、その助けがあれば「幾千もの家庭に暖かさと幸福をもたらすことのできる」一種の魔法にも似た手段とみていたのである。<sup>(14)</sup>

女性参政権がどのように理解されていたとしても、その実現は、さまざまな女性集団相互の意見の食い違いが最終的には捨象され、ブルジョア女性と労働者階級の女性の双方が参政権獲得を共通目標とした点で興味深いできごとである。彼女たちの統一戦線での活動では、普通・平等選挙権が社会の全体で実現されることが同時に目指されていた。<sup>(15)</sup> 選挙の結果は、その目標が首尾よく達成されたことを示していた。すべての会派で、女性が出出されたのである。当選した一九名の女性議員のうち社会民主党員は九名であり、フィンランド人党の会派には六名が属していた。さらに青年フィンランド人党に二名、そして農民同盟およびスウェーデン人民党に各一名の女性議員が誕生したのである。<sup>(16)</sup>

ここでは、人々を統合する諸要因のなかで性別はもつとも強力なものなのか、そしてそれは社会階級をも超えるのかということが大きな論点となる。労働者階級における男女の利益は必然的かつ常に一致するののかという問いは、わけても左派政党にとつての難問としてたびたび浮上した。<sup>(17)</sup>

それ以外の緊張も徐々に表面化していった。一九六〇年代になると「個人的なものは政治的である」という女性運動の理念が頻繁に登場して、政治概念の拡張が求められるようになる。この動きは、公私間の境界が自然なものであり、したがつて不変のものでもあると理解されていた当時までの状況に照らせば理解できよう。女性は私的領域、つまり家庭とワンセットにされ、選挙権の行使を除き国家や政治の領域、つまり公的領域とは無関係だと考えられていた。これに対応して国家は当時の理

解では、法的規制からもつぱら自由とされてきた私の領域、すなわち家庭とは無縁の存在であった。しかしその後、多くの点で公私間の境界は変容を遂げており、さらに将来にわたっても変容を続けるのは確かである。<sup>(18)</sup>

状況の変化は、両性間の平等がここ数一〇年のあいだ多くの国で政府のとする政策措置によって推進されようとし、そのためさまざまな機関が設立されていることにも示されている。たとえばフィンランドでは一九七二年に平等諮問会議が設立された。<sup>(19)</sup>しかし平等政策の成果は、どの国でも上がっているわけではない。同じような法律なら、どこに作っても同じような結果が確約されるとはいえないのである。<sup>(20)</sup>

女性と国家——あるいはより一般的に国家とジェンダー——の関係は研究者の関心をも集めており、きわめて多彩な理論が提示されている。たとえば、国家の家父長性を強調しつつ、女性の観点から国家は常に否定的にとらえられるべきだとする見解がある。他の多くの理論とくにマルクス主義フェミニズム理論もまた、かなり硬直的な内容をもつが、近年の見解はより微妙なニュアンスを含みはじめている。<sup>(21)</sup>いわゆる多様性について語られるとき、性別は唯一無二の決定要因ではなく、それに加えて人種、性的指向、階級、年齢や障害などが考慮されなければならない。つまり単一かつ一様のジェンダー・アイデンティティがあるわけではないのだ。<sup>(22)</sup>さらに、世界にはさまざまな国が存在し、両性間の平等への対応はそれぞれにかなり異なっていることが認識されなければならない。北欧型福祉国家が女性に好意的だといわれるのには確かに理由があるが、最近ではそこにもある種の亀裂がみられるようになってきている。国家が女性に好意的であることは、北欧女性が早い時期に獲得した選挙権・被選挙権と、彼女たちの政治参加への志向の強さによって説明されてきた。女性はまた、子どものデイケアなど、とくにケアに関する問題において、政党の枠を超える利益を共有してきたといわれる。<sup>(23)</sup>

だが国ごとの違いに注意を払うだけではもはや十分ではない。個々の国家の内部にはさまざまな政策が存在し、その現実の影響は、対象となる女性集団ごとにより異なっているのだ。それは北欧にもいえることである。ヨハンナ・カントラとハンネ・マレーネ・ダール *Hanne Marlene Dahl* は最近の研究で、北欧式福祉国家と女性の関係についてきわめて優れた分析を提示している。<sup>(24)</sup> 彼女たちは理論的前提として、かつて国家と女性の関係を描き出すために用いられた理論とは異なる、ポスト構造主義的理論を採用した。ポスト構造主義的理論はきわめて異質な個体から構成される集団として女性をとらえ、女性の多様なアイデンティティを強調する。<sup>(25)</sup> さらにカントラとダールは、国家の多面的性質を強調し、国家は統一的全体としては考察できないとする。そして制度のかわりに注意を向けられるべきは、国家の個別的な実践と言説だというのである。

カントラとダールはまた、主としてデンマークに取材した具体例によりつつ、国の福祉政策の影響が、異なった立場にいる女性にいかにより異なつたかたちで現れるかを示す。彼女たちがそのようなように検証の視座を設定したのは、北欧式福祉国家を一般論のレベルで語ると、過度に蔷薇色のイメージが与えられやすいためである。平等は北欧式福祉国家のヘゲモニーにおいてあまりに本質的な部分であるがゆえに、もはや詳細な分析の対象としては必ずしもとらえられておらず、福祉国家はすべての女性の利益に等しく配慮するものだという思い込みが存在している。しかし福祉国家は異なる立場にいる女性に、相互に大きく矛盾した影響を及ぼすものなのだ。そしてまた国家も不変の存在ではなく、その活動範囲については絶えず見なおされている。このことに関連してとくに言及されるのは、公権力が担っていた機能が今ほど多く民間へと移行したことはなく、営利活動に特徴的な行動様式が国家の領域で従来よりも存在感を増していることである。だとすれば北欧の女性は、国家が彼女たちの永久不変の同盟者であるという考えに、あやされていることはできないはずなのだ。

さらに、グローバル化が進むにつれて国家の意義は縮減しつつある。グローバルレベルには議会制度もなければ選挙もないため、平等の新たな実現手段もまた開発してゆく必要がある。しかしこのことは、女性が自ら働きかけを行うアーリーナとしての国家に賭けるのはもはや無駄だという意味ではない。グローバルな活動に加え、国レベルでの活動が強靱なものであり続けることは、きわめて重要なのである。<sup>(26)</sup>

#### 4 クオータ——平等な代表を実現する手段として

フィンランド女性の比較的高い政治参加の度合いは、複数の要因から説明可能である。とくに挙げられるのがフィンランドの政治制度（複数政党制、比例選挙方式および個人選挙的性質）であり、女性の高学歴とフルタイム稼働への参加、そして強力な女性政治団体の存在である。北欧の他国でも部分的に共通する状況はみられるが、もちろん相違もある。他国では女性の自宅外フルタイム稼働がフィンランドほど一般的ではないほか、それぞれの選挙制度も異なっている。スウェーデンでは女性が選挙権を獲得したのは一九二二年で北欧では最後発だが、国会での女性議員の割合は四五・三%と、今日の北欧において最高の数字を示している。<sup>(27)</sup>

このことに鑑みるなら、女性国会議員の割合を増やすには意識的な措置も必要なのだろう。そうした措置がとられたノルウェーとスウェーデンでは、多くの政党で選挙での候補者指名のためにいずれの性別にも最小クオータが設定されて久しい。ここでのクオータは政党自身の規則を根拠としている。フィンランドでも、内部組織の構成にクオータを適用している政党はあ

るが、国政・地方議会選挙のいずれについても候補者指名に関して採用しているところはない。<sup>(28)</sup>

北欧諸国の例は、問題がいかに複雑であるかを示す。同じ方法を採用してもすべての国で進展が確約されるわけではなく、永続的な変化が即効的に実現されることもない。そしてまた、平等について考察する際には、女性の代表に関する統計数字だけではなく、政策の内容にも目を向けなければならぬのである。

#### 4・1 積極的差別是正措置の正当化理由

一般にクオータは、これによって両性の現実における平等の促進が目指されていることから正当化される。議会選挙において何らかの性別クオータを用いている国は現在までに少なくとも四〇を数え、政党が選挙の候補者指名でクオータを採用している国は五〇を超え<sup>(29)</sup>。しかしクオータはそれ以外の場面でも利用可能である。たとえば大学入試では、ある少数者グループを代表するような地位にある志願者について、一定のクオータを使うことができる。フィンランドの大学で、一部学部に設けられたスウェーデン語系学生へのクオータはその例である。いかなる活用形態であっても、クオータには、すべての暫定的な特別措置がそうであるように、一時的措置であることが常に求められる。クオータが用いられるのは実質的平等が達成されるまでであり、このことは「これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成されたときに廃止されなければならない」とする国連の女性差別撤廃条約四条一項でも確認<sup>(30)</sup>されている。同様の規定はE.U基本権憲章の二三条二項にも置<sup>(31)</sup>かれている。ただしクオータは、あくまで実質的平等を達成するために利用可能なひとつの手段にすぎない。ジョニー・ロヴェンドウス

キー *Joni Lovenduski* は平等達成のためのさまざまな措置を、その拘束力の強弱にしたがって三段階に分類している。<sup>(32)</sup> 最も拘束力の弱い第一のグループには、女性の政治参加を促進する措置や、女性の政治団体に対する財政的な支援措置などが含まれる。第二のグループに属するのは、勧告レベルの根拠しかもたない場合のクオータである。第三のグループとしては、国会の議席のうち一定の最低数が女性に帰属することを意味するクオータが、法定されている場合を挙げている。最後の措置はごくまれな手法であり、ケニア、ルワンダ、モロッコといった一部アフリカ諸国を中心に散見されるにすぎない。本稿では第三のグループに触れることもあるが、主として第二のグループに分類される手法をみていく。

「積極的差別是正措置」という用語は、最も一般的には、弱者の立場にある一定の人的集団（女性、子ども、人種上のあるいは言語的少数者など）の地位を向上させ、支配的な者の地位により近づけようとする諸措置を指して使われる。<sup>(33)</sup> 英語では *preferential treatment* という用語も用いられているが、これは誰かを犠牲にすることで誰かを優遇しているとの印象を与えるものである。そのうえ、クオータに基づいて一定の地位を獲得した個々の人物は、非難も受けやすい。どの用語が用いられるべきかについてフィンランドではほとんど議論されていないが、他の場所ではかなり激しい論争が生じているのだ。<sup>(34)</sup> しかし「積極的差別」や、いずれかの少数者集団に属する個人の「優遇」という語は誤りを含んでいる。なぜならその背後には、社会制度は客観的であるという理由のない推定が潜んでいるからだ。それにもまして不適切な用語は「逆差別」(*reverse discrimination*) であるが、フィンランドでは使われた例をあまりみない。これは概して、そのような「差別の形態」に反対する者たちがそれをやめさせようとするときに用いられている。

クオータに社会正義や実質的平等への希求をみだし、それらを重視するアプローチは、より中立的な選択肢とみることが

できる。ここでは平等に関する問題がより大きな社会構造の一部として吟味され、正義にかなった結果に到達するためにはその構造を変革しなければならないのが問われることになる。クオータを用いた場合、個人のレベルでは誰かが得をするのと引き換えに別の誰かが損をするようにみえるとしても、結局のところ構造自体の現状 *status quo* は維持されるのだ。政治制度レベルにおいて先述の社会正義および実質的平等への要請は、制度の客観性を問いなおすことも少数者の地位を向上させる条件であることを意味する。政治制度は何らかのかたちで男性候補を優遇してはいないだろうか？ その傾向はとくに、拘束名簿式比例代表制をとる選挙にみられる。政党が支援する男性候補者は一般に名簿の上位に据えられ、下位に置かれた女性よりも当選しやすくなるのだ。このような状況にてらせば、制度の構造にまで及ぶもつと広範な問い直しが行われなければならないのは確かである。しかしまた、クオータのように短期的な措置も必要だと思われる。少なくとも北欧の一部にみられるように、政治的意思決定に女性の関与する度合いが大きくなれば、これに呼応するように政治制度の構造にも変化がもたらされるのである。

#### 4・2 クオータ——憲法上の基本権／国際人権の問題として

国際人権条約やソフト・ローといわれる諸勧告は、クオータについて直接的に見解を表明してはおらず、より一般的に実質的平等の達成に必要な特別措置について述べている。たとえば、前出の欧州評議会が二〇〇三年に発した、両性の平等な政治的代表に関する勧告は、いずれの性の代表についても占められるべき最低目標を四〇％に設定したうえで、政治的意思決定へ

の現在よりも平等な男女の参加を促進するために、加盟国は憲法ないし法律をどのように改正してゆくか検討しなければならないとする。このようにいずれの加盟国も、いかなる手段を用いるかは積極的差別是正措置を含め自由に選択できる。具体的措置の一例としては、女性の政治活動への参加を促進するための政党助成金が挙げられている。ところが実際のところ政党は門番のような働きをしており、その気にさえなれば政治の世界への女性の参入を阻むこともできるのだ。

この欧州評議会の勧告は、平等が政治的代表においても必ず実現されなければならないのは、このことが人権の完全な実現の問題であるからだと説明している（「— is a matter of the full enjoyment of human rights, of social justice and a necessary condition for the better functioning of a democratic society」）。したがってこの問題には、民主主義の実現という観点から大きな原理的意義があり、加えて政治的代表における平等の実現は、政策の内容にも影響すると考えられている（「— would lead to better and more efficient policy making through the redefinition of political priorities and the placing of new issues on the political agenda as well as to the improvement of quality of life for all」）。社会的権利の核心部分に位置づけられるケアの調達は、女性の就労機会の観点から大きな意味をもつために、政治的意思決定者集団における女性の割合が数的に増大すれば、社会的権利の保障をも強化すると考えられているのである。

この勧告は法的拘束力をもたないが、その理由付けにおいて法的拘束力を持つ人権条約、すなわち欧州評議会の諸条約、国連自由権規約、そして女性差別撤廃条約のとくに七・八条が参照されている。片方の性の代表が過少であるとき、それは常に深刻な人権問題であること、そしてその解決のために利用可能なすべての手段がとられなければならないことは、最終的にはこれらの条約を通じて明らかにされるのだ。

一九七〇年代以降、欧州評議會はこの分野で積極的に活動しており、問題を常に人權の実現に直結させている。<sup>(35)</sup> 一九九〇年代には欧州人權条約につき、両性間の平等を個別に扱った追加議定書の採択が検討されたが、実現されずに終わった。その原因のひとつは、言語にかかわる問題にあった。フランス語ではパリテ民主主義 *La démocratie paritaire* という表現が用いられていたが、この語は英語でもフィンランド語でも訳出が困難であった。不正確な翻訳は、平等の実現方法に関する意見の相違を生んでいた。欧州評議會のうち「北側」の加盟国は、勧告の性質しかもたないクオータ要件の導入でさえ、「南側」の加盟国ほど熱心ではなかったのである。にもかかわらず、民主主義と両性の平等のあいだには従来よりも強固なつながりが作られなければならないという原理的な論点に関しては、意見の一致が常に存在していた。<sup>(36)</sup>

両性の平等を実現するための要求にどれほどの真剣さで応えるかは、国によって異なっている。憲法改正で対応しようという国があれば、勧告の承認で対応する国もある。その一方で、平等を促進するための施策にまったく乗り出そうとしない国も存在する。二〇〇四年に欧州評議會の議員総会が採択した女性の選挙参加に関する勧告<sup>(37)</sup>は、加盟国の国会でいずれの性についても最低限充足されるべき前述の四〇％という目標をその時点で達成していたのはスウェーデンだけであり（アイスランドを除く他の北欧諸国もこの目標に近い数値であった）、各国の平均は一八％にとどまっていたことを指摘している。また、平等の実現という観点からは、女性の独立した意思決定を制約する家族投票が、多くの国で今も用いられていることは問題といわなければならない。欧州評議會のもとにあるヴェネツィア委員会が二〇〇二年に公表した選挙の実施に関する指針 *Code of good practice in electoral matters* <sup>(38)</sup>でも、家族投票など自分以外の投票者を操作できる可能性を排除することが求められている。<sup>(39)</sup>

選挙の候補者指名にかかわるクオーターは、多くのEU加盟国で政党の内部規則を根拠としている。クオーターを憲法レベルで定めている国も、通常の法律レベルで定めている国もごくわずかにすぎない<sup>(39)</sup>。

そのような状況のヨーロッパにおいて、フランスは、女性の平等な代表を実現しようとする取り組みの点で他に先駆けているといえる<sup>(40)</sup>。フランス憲法は一九九九年の改正後、三条に「法律は、選挙で選出される議員職および公職への男女の平等なアクセスを促進する」との規定が置かれ、さらに四条には、「政党および政治団体は、法律の定めにしたがって三条最終項で宣明された原則の実施に貢献する」との規定が追加されて、三条を実現するための諸措置をとることが政党に委ねられた。両性の平等な代表に関する規定の法律への導入は過去にも試みられたが、憲法にこれらの改正が加えられるまでのフランス憲法院は、そうした法改正が憲法の保障する国民権原理に反することを理由に、違憲であると判断していたのだった。

ここで興味深いのは、フランスにおいて議論されていたのが——他の多くの国とは異なり——いずれの性の代表も数的に充足すべき最少のパーセント要件についてはなく、文字通りの平等な代表だったことである。それはすなわち、議会その他公選の機関において代表の五〇％がそれぞれの性別に帰属していることを意味する。ここでは数だけが問題なのではない。議論の背景には、人類が男女に二分されていることへの認識があり、それは権力を男女間で等しく配分することを正当化するのだった（パリテ民主主義）。権力の等しい配分を促進するため、フランスでは二〇〇〇年、いわゆるパリテ法が制定された<sup>(41)</sup>。同法では選挙の候補者指名についてとくに定められ、男女同数を議員の候補者として擁立しなければならないとしている。

ヨーロッパにはほかに、両性の平等な代表を確保するために憲法改正を行った国がある<sup>(42)</sup>。イタリアやベルギーでは、フランスの先例にしたがって憲法が改正された。イタリアでは、パリテ民主主義に関する改正について憲法裁判所から問題点を指

摘されたが、最終的には二〇〇三年に改正が成立し、国は特別の措置によってパリテ民主主義の実現を促進する義務を負うとされた。他方スペインでは、いずれの候補者名簿にも男女の候補者が同数登載されなければならないとする法律を、二〇〇二年に憲法裁判所が違憲であると判断してからは何らの進展もみられない。

だがしかし、選挙法規の改正が行われ、同時にパリテに関する要請が実際に遵守されているかが監視されないのならば、憲法改正だけで平等な代表を実現することはできない。たとえばフランスの現実には、改革に寄せられた期待に十分に応えるものではないし、法律の命じる制裁が女性候補の数に必ずしも影響を及ぼすわけではない。しかしその一方でベルギーでは、国内法が整備されて以後、女性候補者の数が急速に増加しているのである。

クオータをもっとも積極的に活用しているのはラテンアメリカ、中東、そして一部のアフリカ諸国である。<sup>(43)</sup> これらの国々では、国会における女性の割合がきわめて少なかった時期にクオータ要件が導入された。これに対し、一九八〇年代にノルウェー、スウェーデン、デンマークで政党の内部規定にもとづく任意的クオータが導入されたとき、国会で女性議員の占める割合はすでに二〇〜三〇%の域に達していた。ところが今日の女性運動はもはや緩やかな進展を待つてはいられず、変化が直ちに起こることを欲しているのだ。そこでの中心的目標は結果の平等 (equality of results) であり、その意味でクオータの積極活用は成功しているといえるだろう。たとえばコストリカでは、女性国会議員の数が一度の選挙で一九%から三五%に急増した。デンマークではその水準に達するまでに二〇年かかっているのである。

発展は緩やかに起こると考える人々が好んで採る前提は、女性の政治的頂点への到達が男性よりも遅いのは歴史的要因のみによるのだから、女性の占める割合は漸進的に増加していくはずだという見方である。しかし別の人々は、女性議員の割合の

増加は自明の事柄ではまったくなく、北欧にあつてさえも女性たちが激しい逆風に見舞われることがあるのは、政治制度の構造そのものがすでに、総じて男性有利につくられているからだと考えている。

多くのラテンアメリカ諸国でのクオータ制度は、憲法ないし選挙法の改正によつて、完全に男性中心な議会で実現された。そこでは一般に二五〜四〇%の最低条件が採用され、いずれの性の議員についても、選挙での全候補者に占める割合が規定の条件に達していなければならないとされる。このような改正が実現したことは意外な印象を与えるかもしれないが、男性政治家は明らかに、改正を通じて自国の現代性を示したのだといえる。

候補者指名に関するクオータ要件が選挙の結果にどう影響するかは、国によつてかなり異なっている。たとえばホンジュラスでは、候補者のうち少なくとも三〇%が女性でなければならず、直近の選挙で当選した議員のうち女性は五・五%にとどまった。ところがその一方で、同様のクオータ要件をもつアルゼンチンでは、当選議員のうち女性は三四・一%に達している。この違いの少なくとも一部は、両国の選挙制度に存する相違から説明可能である。比例代表法が採用されている制度は、多数代表法よりも女性候補者に有利に働くことが認められるであろう。けれども選挙の候補者指名に関するクオータ要件がすべての国で真剣に受けとめられているわけではなく、そうした状況が生じたときのために定められた制裁も、クオータを真剣にとらえていない国では活用されていない。そうなった例としてペルーが挙げられよう。

選挙の候補者指名に関するクオータ要件から、さらに一歩進んだ施策をとる国もある。たとえばルワンダ憲法によると国会では女性に一定数の議席が確保されているが、それに加えて「自由な議席」でも女性が選ばれているために、結果として二〇〇三年の選挙では女性の割合が四八・八%にまで達したのである。

たしかにクオーターの導入に問題がまったくないわけではない。女性が議会での地位を、いわば上から与えられたものとして、積極的な女性運動の貢献なしに獲得してきた国々では、クオーターの助けによって議会へ選出された女性は無力のままにとどまることがある。しかしクオーターの導入で議会における女性の割合が急速に増加したときには常にそうなるかと断言するのは誤りである。<sup>(44)</sup> 他方で、時間がたてば平等は自ずと達成されるのであるから、クオーターは不要だとしておとなしく待つのも無益である。女性議員の数が議席の半数に到達した国はいまだかつて存在しないのだから、そう述べることも許されるだろう。女性は、一般に有権者の半数を超えているはずである。そのうえ、少なくとも現在のフィンランドでは、女性の投票率は男性をしのいでいるのだ。<sup>(45)</sup>

平等の実現については、必ずしも意図されたものではないが、明らかな後退も観察できる。近年におけるEUでの展開をその例として挙げよう。EUは一九七〇年代から女性の地位を向上させるためにきわめて積極的に活動してきた。なかでも職業生活の平等に関する問題におけるEUの活動は、とくにEC裁判所が生み出した解釈例のおかげで、多くの点において成功したとみることができ<sup>(46)</sup>。しかし近年、EUの平等政策の一部はかなりの批判を浴びている。それは一九九六年以来EUで、EUのあらゆる政策にジェンダーの視点を組み込むことを目的とする「ジェンダー主流化」概念が使われてきたことに関連する。この概念は非常にすばらしい理念のように映るのだが、現実にはその作用を支える環境をとまなわないう空虚なレトリックだと性格づけられてきた。実際、新しいプログラムは、女性の地位を向上させるためにこれまでEUで実施された積極的差別是正措置の観点からは、多くの点でかなりの弊害をもたらすものであった。さらにまたEUは、欧州議会でも女性議員の割合を増やすことに今はもう手間をかけようとはしていない。一九九四年の議会選挙まではかなりの力を注いできており、このときの選

挙で女性議員の割合は著しく増加したのだ<sup>(47)</sup>。

「ジェンダー主流化」概念は、事実上国連から、すなわち一九九五年に承認された北京行動綱領から直接EUに持ちこまれたものである。国連の活動においても、ジェンダー主流化はさほど成功した戦略だとみることができない。なぜならここでもその実現に際して、この概念が結局のところ何を意味しているのか知られてすらいらないこともあったからである<sup>(48)</sup>。そして一九九七年になるとさらに、この用語はフィンランド政府の平等プログラムである「北京からフィンランドへ——一九九七年フィンランド政府平等プログラム」に採り入れられた。政府はこのプログラムで、平等施策においては女性団体が大きな意味をもつことから、女性団体に対する国家の財政支援を確立させることなどの重要性を指摘している。このように、政治的意思決定機関における女性の割合を増やすためにやはり女性に特化した措置をとるという考えが、少なくともまだ一部にはみられるのである<sup>(49)</sup>。

#### 4・3 フィンランドにおけるクオーターの活用——課題と到達点

フィンランド基本法二条によれば、主権は国会によって代表される国民に存する。また同条は、社会および生活環境の発展に参加し、意見を反映させる個人の権利は、民主主義に不可欠であるとする。そして基本法一四条によれば、一八歳に達したすべてのフィンランド国民は、国政選挙および国民投票で投票する権利を持つ。

フィンランドの国家システムは代表民主制の原則のもとに構築されており、国民投票は諮問的なものにすぎない。ここにい

う代表制は、国民が等しく国会の選出に参加できること、そして国民によって国会に選出された代表が、投票者から委任された者として最高の意思決定権限を行使することを通じて実現される。平等選挙権については、基本法二五条一項でも個別に言及されている。<sup>(50)</sup> フィンランドでは、女性に——あるいはその他の少数者グループに——一定の最低議席数を法律で直接確保するという選択肢は、議論されたことさえなかった。サメ人についてクオータが話題になることもあったが、そのような制度を導入するために憲法の改正を要することは明らかである。

選挙での候補者を指名する権利は、基本法二五条一項によれば政党に、そして法律で定められた人数を擁する有権者団に属する。同二七条一項によれば国政選挙で被選挙資格を有するのは、後見を受けていないすべての有権者である。選挙で立候補する無条件の権利は誰にも付与されおらず、候補者指名で遵守されるべき手続については、法律でより詳しく規定されている。また、基本法上の平等原則は、選挙法規に内容的な条件を課している。基本法六条一項は、人は法の前に平等であるとし、二項は、容認しうる理由なく、とくに性別を理由にして、人を異なつた地位に置くことを禁止している。さらに四項は、両性の平等が、法律でさらに定めるところにより、社会的活動および職業生活において促進されなければならないとする。

基本権改革の準備段階で示された政府の趣旨説明には、両性の平等について、基本法六条二項が実質的平等を確保するために必要な積極的差別是正措置、すなわち、特定グループ（女性、子ども、マイノリティ）の地位や境遇を改善する措置を妨げるものではないことが明記されている。実際、一九一九年の統治章典五条「平等原則」も同様に解釈されてきた（たとえば、国会の基本法委員会の意見書 PeVL 1/1986 vp. および PeVL 3/1988 vp. などを見よ）。「フィンランドにおける憲法上の権利は、古典的自由権を中心とするカタログをもつた統治章典が一九一九年に制定されて以来、ほとんど改正を加えられずに維持されてきた。しかし一九九〇年の欧

州人権条約批准を機に基本権改革が行われ、一九九六年には社会権や環境権などの現代的権利を含む基本権が統制章典に追加された。そして平等原則を定める現行基本法六条四項には、基本法委員会の提案にしたがい、社会活動および職業生活における両性の平等の促進は公権力の任務であるとの言明が追加された。そこからは、すべての人に原則として同等の機会が法律で保障されることにとどまらず、現実の生活における平等の実現も問われることになる。<sup>(51)</sup>では、人々が自らの選択にしたがって投票できるとすれば、選挙における平等はいかにして保障されるのだろうか？ 候補者指名への介入は可能なのだろうか、それとも何らかの非公式的な手段によるのだろうか？

クオータに関する平等法改正について示された基本法委員会の見解 (PeVL 25/1994 vp.) は厳密さを欠くものだが、これによると、性別クオータはフィンランドにおいて——他の多くの国そしてまたEUにおける状況とは異なり——さほど大きな憲法上の解釈問題になつてはいない。平等法の制定およびその後の改正に基本法制定手続は不要であるとされ、通常の法律制定手続が用いられている。しかし政治的には、クオータはフィンランドで長年——おそらく今でも——きわめて論争的な問題であり続けている。一九八六年の平等法 (609/1986) は制定当初クオータに関する明文規定こそ含んでいなかったものの、四条二項に「国の審議会、諮問会議その他同様の機関および自治体の審議会には、特段の理由がないかぎり、女性と男性の双方を含まなければならない」という定めを置いていた。政府提出法案の段階では、同条同項の適用は国の審議会、諮問会議その他同様の機関に限られるとされていたが、国会の審議で第二法律委員会が自治体の審議会を追加したのだった。<sup>(53)</sup>さらに平等法には、制定からまもない一九八八年に早くも、条文にある「自治体の審議会」を「議会を除く自治体の機関」に置きかえる改正が行われた (406/1988)。こうして規定の対象が自治体政府にも拡大されたのである。<sup>(54)</sup>

平等法四条二項についてはとくに、法の適用を受ける機関に最低何名の男女がいればよいのか、また、正式な構成員に加え予備の構成員も組織全体の成員として算入するのかをめぐって、絶えず解釈問題が生じていた。<sup>(55)</sup>そのため、国の審議会、諮問会議その他同様の機関および議会を除く自治体の機関においては、特段の理由のない限り、男女の双方が少なくとも四〇％を占めていなければならないとする法改正が行われたのだった(206/1995)。平等法改正審議会は同じ内容の提案をすでにその数年前に行っていたが、<sup>(56)</sup>結局そのときの政府による改正法案(HE 90/1994 vp.)にクオータ規定は盛り込まれず、そのかわり四項に男女の「均等な」代表に関する言明を追加することが提案されていた。クオータ規定は、政府提出法案と同時に提出されていた議員立法(LA 34 ja 35/1994 vp.)にもとづいて、改正法にとり入れられたものである。<sup>(57)</sup>クオータをめぐる国会審議では、政党の枠を超えた議員の男女別共同戦線がかなり明らかにみてとれた。本会議で発言した男性議員が一般にクオータに異議を唱えた一方で、女性議員はおおむね支持を表明していた。このような意見の分裂はフィンランドの社会状況において、きわめてまれである。<sup>(58)</sup>

最高行政裁判所の解釈例からわかるのは、実際の問題が、政治的意思決定すなわち自治体住民が選挙で表明した意思にクオータ要件が介入する程度をめぐって生じていることである。たとえば同裁判所は、自治体議会に存在する四党派すべての代表および職格により市長が委員として選ばれ、さらに予備の委員として会派の副代表が選ばれるようなワーキンググループについては、法律で示されたクオータ要件の免除が認められる特別な理由があると判断している。ワーキンググループは案件処理の準備段階における各政治集団の意見調整を目的とするものであり、扱っている事案に関する決定権限をもつものではない。<sup>(59)</sup>議会各党派が自らの代表および副代表を自由に選出できるのは明らかであるから、クオータ要件の免除が認められなければな

らない。つまりそこに平等法は適用されないのである。

クオータを数的側面だけで評価すれば、少なくとも自治体レベルでは概ね相当の成功を収めたといえるだろう。にもかかわらず、クオータが多く矛盾を生み出しているのも事実である。ここで同時に指摘されるべきは、権力が自治体政治における代議機関から、自治体政府の役員団や自治体間の新たな協力機関など、クオータ規定の適用されない機関への移行をみせていることである。<sup>(60)</sup>このため、近時における平等法の大改正(232/2005)では、クオータに関する四a条に「自治体間の協力機関」を加える改正がなされた。さらに四a条には新たに三項が追加され、官庁および同条にいう機関への候補者の推薦を依頼されたすべての関係機関は、推薦を行うポストごとに可能なかぎり男女双方の候補者を提案しなければならないとされた。候補者の推薦については問題が繰り返し生じていたために、改正への現実的必要性が大きかったといえる。<sup>(61)</sup>

平等法上のクオータ要件は政党の内部組織に適用されるものではないが、なかには任意でクオータを採用している政党もある。そのような政党は、党則にクオータに関する規定をおいている。大規模政党のうち、こうした仕組みをもっているのは社会民主党だけであり、小規模政党では左派連合と緑の党が挙げられる。<sup>(62)</sup>しかしこのクオータ要件は――ノルウェー、デンマーク、スウェーデンの一部政党にみられるのとは異なり――選挙の候補者指名に適用されるものではない。選挙法(714/1998)は政党にクオータ採用の余地を認めているが、候補者指名にクオータを導入するに際しては、自らの党則に根拠規定が必要となる。党則は法律にしたがって民主主義原理を尊重するものであることが求められる。<sup>(63)</sup>

候補者指名にクオータが導入可能であることは、国政選挙の実施に関する選挙法一一三条から読みとれる。同条は、党员による投票および候補者指名が党則にしたがって実施されなければならないと定める。党則にクオータ要件があれば、得票数に

基づいて候補者を指名する方法からの逸脱が正当化されることになる。党則上のクオータ要件はフィンランドに例をみないが、私見では十分に正当化可能であると考ええる。この方法を通じて、社会的意思決定における両性の平等の実現が促進されるからである。この点基本法六条は、政党をも拘束しているといえる。党員投票ないし候補者指名について党則に定めがない事項については、選挙法の規定が適用される。その場合は選挙法一一六条二項にしたがい、党員投票で得票数の多かつた順に候補者を指名しなければならない。<sup>(64)</sup>

候補者指名が平等の実現にとつてきわめて重要な局面であることは、史上最多の女性議員が当選した一九九一年の国政選挙では、候補者に占める女性の割合もまた史上最多（四一・二％）であつたことから理解されよう。この選挙後、女性候補者の数は再び四〇％を下回つているのだ。<sup>(65)</sup>ここで特記されるべきは、緑の党の候補者指名でクオータ規定が男性候補に有利に働いている可能性がある点である。現在、緑の党の国会内会派では女性が多数を占める傾向が強く、ここ三回の選挙では連続して、女性が同党候補者の過半数を占めていた。緑の党は、いずれの性別を代表する者も候補者のうち少なくとも四〇％を占めべきだとする内部勧告を有しているのである。このほか直近の国政選挙では、国民連合党および社会民主党でも、女性候補の占める割合が全体のほぼ半数にまで増加した。候補者指名に関する問題が顕在化しているのは左派連合である。二〇〇三年の国政選挙で左派連合の女性候補は党の得票の四五％を獲得したが、当選者のうち女性は二三％に過ぎなかった。ところが女性候補者は、潤沢にも候補者全体の四〇％を占めていたのである。この現象は、左派連合からは複数の選挙区で一名しか当選せず、多くの場合それが男性であつたことから説明されよう。

拘束力をもつクオータ要件の選挙法規への導入が憲法学の観点からいかに評価されるかは、興味深い考察の対象である。私

見では、それは基本法には抵触しないと思われる。ただしそのような改革が実現されることは、政党がきわめて自律的に候補者を選定できるという、選挙法一一三条に表明された原則が変更されることを意味する。選挙での候補者指名に関して、たとえば四〇%の最低要件を含むクオータを実施するとしても、フィンランドの基本法には、いわゆるパリテ法を制定するために一九九九年にフランス憲法に導入されたのと同様の規定をおく必要はないと考えてよいだろう。<sup>66</sup> その理由は、フランス憲法がフィンランドのように現代的な基本権カテゴリーをもたないことから説明できる。フィンランドでは、とくに基本法六条四項を候補者指名に関するクオータの正当化根拠として理解することができよう。同条同項にいう「法律」は、いずれかの特定の法律あるいはとくに平等法を指しているわけではないので、クオータについて選挙法で定めることも可能であろう。とはいっても、どれだけの男女が当選するかは、最終的には投票者の手に委ねられているのだ。

## 5 どのようにして前進するか——参政権一〇〇周年をこえて

フィンランドにおける女性国会議員の数は、いまだかつて四〇%という夢の数字に達してはいないが、ここで選挙の候補者選出に関する法改正を提案するつもりはない。なぜなら、すでにほぼすべての大規模政党で候補者の半数近くを女性が占めていることから、候補者選出に関するクオータから新たな利益は得られないであろうし、得られるとしてもせいぜい中央党の女性候補者を増やすのに貢献する程度にとどまると考えるからである。あるいは加えて、緑の党の男性候補に有利に作用することもあるかもしれない。一方で各政党の党员構成をみると、フィンランドでは「女性の政党」と「男性の政党」とが別個に存

在しているかの様相を呈しており、各党の綱領にもこの点で明らかに大きな違いがある。<sup>(67)</sup> このような状況で強制力のある手段を導入しても、あまり有用ではないと思われる。より重要なのは、女性候補者が選挙運動中に政党からも支援を受けられているか、女性票を集めるためだけに擁立されてはいないかに注目することであろう。二〇〇〇年の新選挙資金法(414/2000)の施行で候補者の選挙資金が公表されるようになってから、女性候補と男性候補で選挙資金に差のあることが、しばしば世論の関心を集めている。男性候補は概して女性候補より豊富な外部資金を得ているようである。<sup>(68)</sup>

関心はまた、女性団体の活動資金の調達にも寄せられている。女性団体の資金が増えれば女性候補をいっそうアピールできるであろうし、それ以外にも女性の社会活動の活性化を促進できるはずである。二〇〇七年五月二三日、フィンランドは一院制国会の第一回本議が開かれてから一〇〇年を迎えるが、この日に開催される国会の祝賀本会議では、女性団体への恒常的な資金提供を確立する祝賀決議の採択が予定されている。共同行動のための女性団体連合(NYTKIS)<sup>(69)</sup>および女性団体中央連盟が現在国庫から受けている補助金は、裁量的なものにすぎない。女性団体への財政的支援は、女性の社会生活への参加機会を拡大させる重要な手段のひとつといえる。財政的支援が確立されれば、基本法六条四項によって公権力に課せられた両性の平等促進義務も同時に充足されることになる。

今日ではさらに、新たな参加の形態を發展させていくことも重要である。参加の観点からは、選挙で投票することだけを考慮するのではもはや十分とはいえないからである。とくに若い世代については、新たな参加の形態が求められている。若い世代の状況には懸念すべきものがあり、国際的な比較調査においても、フィンランドの若者たちが調査対象国のなかで最も政治に関心がなく、市民運動を重要なものとして経験していないという結果が示されている。<sup>(70)</sup> この問題に対し、現政権は積極的に

取り組む姿勢をみせている。法務省による二〇〇三年から二〇一二年の法政策戦略では、デモクラシーの活性化と国民の政治参加の増進が同省の最重要課題のひとつとして挙げられた。二〇〇三年の選挙後に成立した政府の施政方針には、国民が意見を反映させてゆくための政策プログラムが含まれており、政府はそれに沿って、国民の政治参加の強化とデモクラシーの活性化を目的とする国全体でのデモクラシー施策を開始している。<sup>(71)</sup>

二〇〇五年夏に答申を提出した「民主主義二〇〇七」審議会は、政府による政策プログラムの施策のひとつであり、国民の意見を政治に反映させることを目的としている。<sup>(72)</sup> 答申では投票率の向上が重視され、投票を国民の義務とすることさえ提案されていた。投票の義務化については、EU内にこれを導入するに至った国があるにしても、私見ではきわめて懐疑的である。加えて答申では、社会的な問題における若者たちの活性化に特段の注意が払われ、あわせてとくに自治体レベルで、あらたな意見の反映手段および一般的に直接民主制を強化する必要性が強調されている。審議会はさらに、先に述べたような小規模政党が小規模選挙区で抱える問題点にも着目し、小規模選挙区では政党が確保した唯一の議席を男性候補が手に入れるとき、政党の獲得した票の多くが無駄になると述べる。けれども審議会は、政治参加に関して男女間に存在する違いに特段の注意を払ってはいない。答申は、選挙では若い世代の女性が男性よりも成功しているようにみえること、そしてまた若年女性が男性よりも積極的に投票していることを強調している。そして同時に、女性候補の選挙資金が男性より少ないことも指摘する。<sup>(73)</sup>

しかし答申が挙げるような最近の動向から、過度に楽観的な結論を導き出すことはできない。最も重要なことはいうまでもなく、いかなる集団も——年齢性別を問わず——政治システムから疎外されないことなのだが、そのリスクが現実化するおそれは今、特定の集団に関してはおそらく、これまでになく大きいといえるのである。

- (1) この点の議論については、たとえば Helsingin Sanomat 紙二〇〇五年八月二三日 (“Kauppaa naisten oikeuksilla”) および二〇〇五年八月二〇日 (“Arjen ankarruus tukahduttaa irakilaisten toiveikkuden”) を参照。また、Helsingin Sanomat 紙二〇〇五年五月一七日 (“Kuwaitin naisille ehdollinen äänioikeus”) などウエートに関する報道も参照。この記事は、ウエート議会の認めた女性の選挙権および被選挙権は、すべての女性政治家および女性投票者がイスラム法を遵守しなければならないという法律上の条件をとまっていることを明らかにする。この条件が女性の政治参加を制限するかどうかは定かでない。
- (2) 各国の状況については [www.ipu.org](http://www.ipu.org) を参照。
- (3) については *Kimmo Grönlund et al., Kinnittyminen politiikkaan*, s.104, *Vaalit ja demokratia Suomessa* (toim. Heikki Palohimo), s.88-118, Helsinki 2005 所収。また同書 s.229-251 に所収の *Åsa Bengtsson – Kimmo Grönlund, Ehdokasvalinta*, s.240-244 を参照。
- (4) グローバル化の中の民主化を模索する動きについては *Governing Globalization – Globalizing Governance*, New Approaches to Global Problem Solving, Working Paper of the Helsinki Process, Finnish Ministry for Foreign Affairs, Helsinki 2005 を参照。
- (5) *Helga Maria Hernes – Eva Hänninen-Salmelin, Naiset korporatiivisessa järjestelmässä*, s.203-207, *Keskeneräinen kansanvalta* (toim. Elna Haavio-Mannila et al.), s.172-207, Pohjoismaiden ministerineuvosto, Oslo 1983 所収を参照。
- (6) See *Nina Cecilia Raunun*, The political representation of women: a bird's eye view, pp.42-49, in *Women in Nordic Politics; Closing the Gap* (ed. Lauri Karvonen – Per Selle), pp.25-55, Dartmouth, Aldershot 1995。また *Jaana Kuusipalo, Naisten asema ja strategiat politiikan areenalla: Edustuksesta läsnäoloon, erityisistä esilleltoon*, s.26-30, *Turhaa työtä, Suomi-neito? Naisten työ rakennemuutoksesta* (toim. Hannele Varsa), s.11-37, Sosiaal- ja terveysministeriö, Tasa-arvojakaisuja, Sarja B: Tiedotteita 1/1993, Helsinki 1993 所収を参照。
- (7) See Recommendation Rec(2003)3 of the Committee of Ministers to member states on balanced participation of women and men in political and public decision making adopted on 12 march 2003 and explanatory memorandum, Adopted by the Committee of Ministers on 12 March 2003.
- (8) 選挙権改革については *Irma Salkunen, Naisten äänioikeus meillä ja muualla, Yksi kamari – kaksi sukupuolta, Suomen edustuskunnan ensimmäiset naiset* (toim. Pirjo Markkola), s.11-25, Eduskunnan kirjaston tutkimuksia ja selvityksiä 4, Helsinki 1997 所収を参照。当時改革案を作成したのはロベルト・ヘルマンソン *Robert Hermanson* 教授の率いる議会改革委員会であった (*Komiteamietintö 1906-12*)。クルーソンは最終的に妥協したものの、女性への選挙権付与には一貫して反対して来た。改革の各段階については *Mikko Perttinen, Nais-*

ten polittisen äänioikeuden toteuttaminen, *Naiskuivista todellisuuteen* (Päivi Setälä et al.), s.152-164, Helsinki 1984 所収を参照。

- (9) 両性の平等な代表がなぜ追求されなければならないかとこの問いに答えるものとして、たよる Anne Phillips, Democracy and Representation: Or Why Should It Matter Who our Representatives Are?, in *Feminism & Politics* (Ed. Anne Phillips), pp.224-240, Oxford University Press, Oxford 1998 345頁, *Iris Marion Young, Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship*, in *op. cit.*, pp.401-429. See also *Phillips, The Politics of Presence*, pp.57-83, Clarendon Press, Oxford 1995. その理由は何よりもまず、正義の一般的な追求に求められる(すべての人は国会議員になる同等の機会を有しているはずである。にもかかわらずこの要請の実現の度合いを女性についてみてみると、現実には、それ以外の多くの差別された少数派に属する人々についてと同じく、あまり満足のものではない)が、パリティ民主主義の要請に依頼することもある。そこでは、女性の平等な代表それ自体がすでに価値なのであって、女性と他の少数派集団を同じように論じることはできないと考えられている。

(10) くわしくは注8で最初に挙げた文献の pp.83-111に所収の *Jan Sundberg, Women in Scandinavian party organizations* を参照。

(11) 注8で挙げた論文の s.13。

(12) ソフト・ローの国際人権保障における意義を概観するものとして *Sari Kovoo, Making Just Rights? Mainstreaming Women's Human Rights and a Gender Perspective*, pp.30-35, Justus Forlag, Uppsala 2004 を参照。

(13) 普通選挙権・被選挙権に寄せられた期待を描くものとして、たとえばイルマリ・キアント *Ilmari Kantto* の *Punahen väiva* (1909) の s.126-129, 135-149 などを参照。一方、その現実について、とりわけ国会の多数派勢力に課された制約については、*Antero Jyränki, Perustuslaki ja yhteiskunnan muutos*, s.101-136, Helsinki 1973 345頁同著者の *Laktien laki*, s.456-471, Helsinki 1989 を参照。

(14) くわしくは *Marylissa Henkilä, Maa jossa piatkin saivat äänestää, Suomen työläisnäisliikkeen kuva kansainvälisessä lehdistössä*, s.175, *Tuntematon työlläisnainen* (toim. Leena Laine - Prijo Markkola), s.162-185, Tampere 1989 所収を参照。

(15) たとえば、注8で挙げた *Sukunen*, s.17-23 を参照。彼女が s.23 でフィンランド女性について述べているように、「彼女たちは旧来の構造を内部から掘り崩そうとする、あらゆる人民組織の戦線という戦線に男性とともに参加した。そしてその縮約不可能な闘争への貢献により、身分権力の最後の名残を強大なる集団の力で粉砕し、そこに生じた空白に、異なる階級および性別ごとの民主主義を含む近代的民主主義を据えることができたのである。状況を通観すれば、女性の個々の活動が選挙権の著しい拡張を実現したといえるわけではないが、男性が自力で普通・平等選挙権を達成したという言辞は、それよりもなお蓋然性をもたないといえよう」。

- (16) フィンランド初の女性国会議員一九名のライフストーリーは、注8で挙げた文献で語られている。
- (17) 具体的な立法例から見た階級と性別の間の緊張について、くわしくは *Maria Lähdeemäki*, *Mahdollisuuksien aika*, Työläisnaiset ja yhteiskunnan muutos 1910-30 -luvun Suomessa, Suomen Historiallinen Seura, Helsinki 1995 を参照。
- (18) くわしくは *Maria Keränen*, *Yksityisen ja julkisen muuttuvat rajat, Naiset yksityisen ja julkisen rajalla* (toim. Leena Eräsääri et al.), s.29-48, Tampere 1995 を参照。これを *Azar Najafi*, *Lolita Teheranissa*, s. 348, Helsinki 2005 と比較してみよ。同書は、イスラム革命時のイランにおける女性教授の経験について語る。宗教の名において住居が搜索され、人々のモラルが厳しく監視された状態では、西側諸国の女性運動が前面に押し出していた個人的なことから政治性に関する考え方を筆者が拒絶することは理解できる（「——私たちは自分自身をまもり、私たちの私的な生活に政治が侵入することを防ぎたいのだ」。ただしその一方で、同員において彼女が、ドメスティック・バイオレンスがイランでは犯罪と見なされていない点を批判していることと比較せよ。このことは、家庭の領域を公的領域とはまったく別のものとしてとらえらるべきとできない理由を示している。
- (19) その後については、*Tasa-arvoasiain neuvottelekunta, Tasa-arvon tiennäyttäjä 1972-1997*, Sosiaali- ja terveysministeriö, Helsinki 1997 を参照。
- (20) いわゆる国家フェミニズムのことでは、*Dorothy McBride Stetson - Amy G. Mazur* (ed.), *Comparative State Feminism*, Sage Publications, London 1995 を参照。その到達点を国別比較した *Joyce Outshoorn* (Ed.), *The Politics of Prostitution, Women's Movements, Democratic States and the Globalisation of Sex Commerce*, Cambridge University Press, Cambridge 2004 を参照。
- (21) たぐえは *Michèle Barrett*, *Women's Oppression Today*, Revised Edition, Verso, London 1988 を参照。
- (22) くわしくは *Michèle Barrett - Anne Phillips* (ed.), *Destabilizing Theory*, Polity Press, Cambridge 1992 を参照。
- (23) たぐえは *Helga Maria Hernes*, *The Welfare State Citizenship of Scandinavian Women*, in *The Political Interests of Gender* (ed. Kathleen B. Jones - Anna G. Jonasdóttir), pp.187-213, Sage Publications, London 1985。*Anneli Anttonen*, *Hyvinvointivaltion naisystävälliset kasvot, Naisten hyvinvointivaltio* (toim. Anneli Anttonen et al.), s.203-226, Tampere 1994 所収を参照。*Maria Lähdeemäki*, *Kansankodin rakentajanaiset*, Työväen tutkimus 2005, s.22-25 を参照してください。
- (24) *Johanna Kantola - Hanne Marlene Dahl*, *Gender and the State, From Differences between to Differences within*, *International Feminist Journal of Politics*, Vol. 7 (2005), pp. 49-70.

- (25) 彼女たちの理論的前提についてくわしくは、注22に挙げた *Rosemary Pringle - Sophie Watson, Women's Interests' and the Post-Structuralist State* の pp.53-73 を参照。
- (26) *Alison M. Jaggar, Arenas of Citizenship, Civil Society, State and the Global Order, International Feminist Journal of Politics*, Vol. 7(2005), pp.3-25 はこの点を強調する。なお、グローバル化が進むなかには、平等だけでなく人々の差異がこれ以上に尊重されなければならない。この点については、*Sigrídur Dína Kristmundsdóttir, Women's Movements and the Contradictory Forces of Globalisation, in Crossing Borders, Re-mapping Women's Movements at the Turn of the 21<sup>st</sup> century* (Ed. Hilda Romer Christensen et al.), pp.325-335, University Press of Southern Denmark, Odense 2004 を参照。
- (27) 参政権獲得までの歩みがスウェーデンよりも遅れた理由については、*Restråthen 80 år, Forskarantologi, Justitiedepartementet, Stockholm 2001* 所収の各論文を参照。スウェーデンでは一九九〇年代に女性候補者を増やすための活動がまわめつ活発に行われ、この「サキーク」ネットワーク・ネットワーク」とよばれる組織が設立された。
- (28) 北欧各国で容認されてくるクオータ慣行については、*Ann-Dorte Christensen, Women in the political parties, in Equal Democracies? Gender and Politics in the Nordic Countries* (eds. Christina Bergqvist et al.), pp.65-87, Scandinavian University Press, Oslo 1999 を参照。
- (29) 各国のクオータ活用に関する統計的情報については、[www.quotaproject.org](http://www.quotaproject.org) を参照。
- (30) 当該条文の解釈については、*Anne Peters, Quotas and Constitutions*, pp.259-263, Kluwer Law International, The Hague 1999 を参照。
- (31) については、*Lisa Nieminen, Tasa-arvo EU:n perusoikeuskirjassa tuvatutuna oikeutena, Perusoikeudet EU:ssa* (toim. Liisa Nieminen), s.196-201, Helsinki 2001 所収を参照。
- (32) See *Joni Lovenduski, Introduction: the Dynamics of Gender and Party*, pp.7-11, in *Gender and Party Politics* (Ed. Joni Lovenduski - Pippa Norris), pp.1-15, Sage Publications, London 1993.
- (33) この節語については、*halutuksen esitys 309/1993 vp. Eduskunnalle perustuslakien perusoikeusääntösten muuttamisesta*, s.44 を参照。
- (34) については、*Carol Bacchi, Policy and discourse: challenging the construction of affirmative action as preferential treatment*, *Journal of European Public Policy*, Vol. 11 (2004), pp.128-146 を、*この論文を扱った同著者の The Politics of Affirmative Action, 'Women',*

- Equality & Category Politics, Sage Publications, London 1996 を参照。たよせば *Samdra Fredman*, Discrimination Law, pp.125-160, Oxford University Press, Oxford 2002 と比較してみよ。同書で用いられている定義は前記文献ほど正確とは見えなく。用語については注36で挙げた Peters, pp.21-30 を参照しよう。
- (35) See *Mariette Sineau*, Genderware – the Council of Europe and the participation of women in political life, pp.9-36, Council of Europe, Strasbourg 2003. ルンキンキでは一九九七年、タルヤ・ハロネン *Tarja Halonen* 外相 [当時] の主催で欧州評議会のセムナー “Equality between women and men in the political decision-making process” が開かれたこと。
- (36) See *op.cit.*, pp.41-45.
- (37) See Parliamentary Assembly, Recommendation 1676(2004), Women’s participation in elections.
- (38) See Opinion no. 190/2002.
- (39) 二〇〇四年に拡大する以前の「一五加盟国の状況について」 *Mercedes Mateo Diaz – Susan Mills*, Parity, Power and Representatives Politics: The Elusive Pursuit of Gender Equality in Europe, p.290, table 3, Feminist Legal Studies, Vol. 12(2004), pp.279-302 を参照。
- (40) ベネト *Ingrid Alice Mayer*, Gleichstellung von Frauen und Männern auf der Kandidaten-Ebene im Wahlrecht Frankreichs, Europäische Grundrechte-Zeitschrift 2005, s.17-23 を参照。
- (41) 二〇〇五年一月にルンキンキ大学で審査された政治学修士エーサマ・ラエウマー *Eeva Raevuora* の博士論文 “Tasa-arvo ja muutoksen rajat. Sukkupolten tasa-arvo poliittisena ongelmhana Ranskan parité- ja Suomen kintikekustelussa” を参照。本稿執筆時には未公開。
- (42) 注39に示した論文の pp.291-300 を参照。
- (43) タオータの実現方法よりの現実における意味について *Drude Dahkerup – Lemita Freidemann*, Quotas as a ‘Fast Track’ to Equal Representation for Women, International Feminist Journal of Politics, Vol. 7(2005), pp.26-48 を参照。
- (44) *Op.cit.*, p.42.
- (45) 二〇〇三年の国会選挙で女性の投票率は男性を4%上回った。くわくは、注36で挙げた文献の s.119-146 に所収の *Kimmo Grönlund – Heikki Palohelimo – Hanna Wras*, Äänestysosallistuminen, s.123-125 を参照。
- (46) あへんこの初期の段階について、くわくは *Lisa Nieminen*, EY:n tasa-arvopolitiikka, Helsinki 1991 を参照。長期的な発展については *Siofra O’Leary*, Solidarity and Citizenship Rights in the Charter of Fundamental Rights of the European Union, in *EU and the Welfare State*

- (ed. Stråme de Burca), pp. 39-87, Oxford University Press, Oxford 2005 を参照。
- (47) くわくわく *Maria Stratingaki*, Gender Mainstreaming vs Positive Action, European Journal of Women's Studies, Vol. 12(2005), pp. 165-186 を参照。EU における自己評価として、Medium-term Community Action Programme on Equal Opportunities for Women and Men (1996-2000), *A Report of the First Two Years*, European Commission, 1999 を参照。
- (48) くわくわくは注12で挙げたコウボ *Kouvo* の業績を参照。同書に関する筆者の書評 *Lakines* 2004, s. 962-967 をあわせて参照のこと。
- (49) また、ヤマーナー刊行物 *Yes to Suomalaiset naiset päätöksenteossa, Naisten äänioikeuden 90. juhlavuoden EU-seminari*, 15-16.2.1996, Helsinki 1996 を参照。
- (50) それらの規定についてはくわくわく *Päivi Toropainen*, Edustuksellinen demokratia ja perustuslaki, *Kansanvalta* (toim. Tarmo Miettinen), s. 68-89, Joensuu 2002 所収および *Antero Jyränki*, Unsi perustuslakimme, s. 56-58, Turku 2000 を参照。
- (51) 注33で挙げた政府提出法案趣旨説明書 (hallituksen esitys) の s. 44-45 及び *PeVM* 25/1994 vp, s. 7 を参照。基本法六条の解釈についてはくわくわく *Martin Scheinin*, Constitutional Coexistence: Minority Rights and Non-Discrimination under the New Finnish Constitution of 2000, in *Rethinking Non-Discrimination and Minority Rights* (ed. Martin Scheinin - Reetta Toranen), pp. 1-13, Turku 2004 を参照。
- (52) くわくわく *Lisa Nieminen*, Sukupuolkiintiöt EU:n perusoikeuksien valossa, 注9で挙げたヤマーナー刊行物の s. 52-60 及び *Lotta Lervall*, *Könsdiskriminering*, s. 334-344, Lustus Förlag, Uppsala 2001 及び参照。
- (53) *Hallituksen esitys* 57/1985 vp, *Eduskunnalle naisten ja miesten välistä tasa-arvoa koskevaksi lainsäädännöksi* 及び *IläVM* 4/1986 vp を参照。平等法審議会の答申 *Tasa-arvolakiuudistuksen mietintö* (KM 1982:4) と比較せよ。審議会は委員会組織および自治体政府の諸機関における女性の割合がわずかでしかなかったことについて注目しながら (s. 12-13) ‘答申はこの種の条文にかかると提案をまったく盛りこまなかった。’
- (54) 対象が拡大された根拠については、平等法の改正理由を説明する *hallituksen esitys* 192/1987 vp, *Eduskunnalle laiksi naisten ja miesten välisestä tasa-arvosta annetun lain muuttamisesta* を参照。クオータ規定は、そのような手段で自治体住民の投票行動を制約してはならないこと、自治体議会に適用するものができない (選挙における両性間の平等の実現は、依然としてそのように国民個人の判断と行動に委ねられてくるべきである)。 *IläVM* 2/1988 vp をあわせて参照のこと。
- (55) たゞ *IläVM* KHO 1990-A-29 をみよ。解釈の実例については *Kyösti Virtanen*, *Tasa-arvolain säännöksiin tulkinata-apua hallintolainkäytön ratkaisusta*, *Suomen Kunnallislehti* 7/89, s. 59-62 をあわせて参照のこと。

- (56) *Tasa-arvolain uudistamistoimikunnan mietintö* (KM 1992:35), s.28-30 を参照。
- (57) 改正理由については *TyVM 10/1994 vp*, 44-45 PeVL 25/1994 vp を参照。
- (58) 立法過程については *Anne Holli - Johanna Kamola, A Politics for Presence, State Feminism, Women's Movements and Political Representation*, in *State Feminism and Political Representation* (ed. Joni Lovenduski), Cambridge University Press, Cambridge 2005 (近刊) 44-45 *Eeva Raevaara - Tertti Saarikoski, Tasa-arvo ja toimijat eduskunnan kintökeskustelussa, Tasa-arvopolitiikan haasteet* (toim. Anne Maria Holli et al.), s.264-286, Helsinki 2002 所収を参照。
- (59) KHO 2001:26 による説明。なお、市が行政規則によつて、市の執行部および審議会の構成員の過半数は市議会議員もしくは予備議員でなければならぬとしていることを、特段の理由とみなすことはできないとした KHO 2002:38 および KHO 1999:20 と比較してみよ。また、別事案における状況について、平等法のクオータ規定は巡回裁判所の審判員の選出には適用をされなくする KHO 1994-A-23 をあわせて参照のこと。
- (60) については *Anne Maria Holli - Eeva Luhtakallio - Eeva Raevaara, "Maailman huonoin laki"? Kunnallispolitiikka, kiintiöt ja vastarinta, Naistutkimus 4/2003, s.4-18* を参照。 *Sari Pikkala, Sukupuolikiintiöt kunnalishallinnossa, Kunnallistieteellinen aikakauskirja 4/99, s.473-483* をあわせて参照のこと。彼女によれば、自治体の議会でも、また執行部の理事者団において女性の割合を増やすことは、大きな種々の挑戦をともなっているのだ。たとえば *Wiberg* は、自治体政府における最大の問題点は、現実には行政官と数名の指導的政治家からなる仲よしグループがすべての重要事項を決定してしまうことに付随するところ。 *Matti Wiberg, Valta kunnassa, Helsinki 2005* を参照。
- 新しいクオータ要件が審議会機構で成し遂げた変化を「一九九五年の改正後直ちに検証したものであった」 *Miaarit Vähäsäär, Naisten osuus valtion komiteoissa ja työryhmissä 1991-1995, Sosiaalija terveysministeriö, Tasa-arvon työraportteja 3/1995*。よって審議会に関しては目に見えらる変化がすぐに生じたが、ワーキンググループではより緩慢であった。
- (61) 改正理由については、平等オンブズマンが今に至るまでこのような運用を求めていることを指摘する *hallituksen esitys 195/2004 vp, Eduskunnalle laiksi naisten ja miesten välisestä tasa-arvosta annetun lain muuttamisesta, s.23* を参照。
- 実際に生じた問題については、新しい非常時権限法 *valmistaki* を起草する審議会の構成に関する平等オンブズマンの意見 *Tasa-arvovaltuutetun lausunto 31.12.2004, Dno: U/58/04* を参照。法務省は審議会の人事を行う際、人選を提案する各省に平等法上のクオータ義務について注意を促した。さらに同省は男女が偏りなく審議会で代表されることを目指して、交通・コミュニケーション省、労働省および環境省にクオータ規定が遵守されるよう提案の再検討を要請した。ところが法務省は、交通・コミュニケーション省および環境省が代表の変更は目的適格的とは思え

ないと口頭のみで通知して以後、委員会の人選について提案した各主体に対して、提案内容を平等法に適合させるための再検討を要請することをやめた。平等オンブズマンの見解では、法務省が示した理由は、非常時権限法改正のための審議会の構成が法律に定められたクオータ要件を充足しないことが許される特段の理由にあたらざるとされた。さらにオンブズマンは、問題となったのが公務員から構成される審議会であったことにも着目している。当該審議会には、委員候補者の変更を最終的に義務づけることのできない、民間の主体の代表は含まれていなかったのである。

(62) 注28で挙げた *Christensen*, s.78-84を参照。注58で挙げた *Holli-Kantola* もあわせて参照のこと。

(63) 他方、政党については、政党登録が認められるための厳格な要件が政党法(10/1969)で設けられている。同法二条によれば、党則は政党の意思決定における民主主義の原則を確保するものでなければならぬとされる。

(64) これらの規定の解釈についてくわしくは、*Lauri Tarasti, Vaahlinsäädäntö*, s.412-419, Helsinki 1998を参照。彼は同書四一八頁で、民主主義の原則の遵守が、公職候補者擁立に関する政党内での意思決定の実施に限界を設定する<sup>65)</sup>ことを強調している。

(65) くわしくは *Tilastokeskus, Ehdokkaiden asettaminen eduskuntavaaleissa 2003*, 1.6.2005を参照。

(66) ドイツでは一部政党が候補者擁立に際して任意にクオータを用いていることと比較せよ。それらは憲法上の問題をも生起させている。くわしくは注30で挙げた *Peters*, pp.221-225を参照。

(67) *Heisingin Sanomat*, 18.9.2005: "Puolueet voidaan jakaa naisten ja miesten puolueisiin"を見よ。

(68) 選挙資金に関する詳細な情報は、法務省の管理するページのうち [www.vaalit.fi](http://www.vaalit.fi) から入手できる。

(69) *NTTKIS, Naissäijestyöt Yhteistyössä ensimmäiset kymmenen vuotta 1988-1998*, Helsinki 1998を参照。

(70) くわしくは *Liisa Nieminen, Nuoren perus- ja ihmisoikeudet, Nuoren oikeudet* (toim. Marjukka Linnala – Mirva Lohiniva-Kerkelä), s.30-36, Helsinki 2005 所収を参照。参加の新たなあり方については、注36で挙げた文献に所収の *Åsa Bengtsson – Kimmo Grönlund, Muu poliittinen osallistuminen*, s.147-168を参照。

(71) この政策プログラムに関する詳細は、法務省のホームページ [www.om.fi](http://www.om.fi) から入手可能である。たとえば、*アヌ・ムタネン Anu Mutanen* が作成した調査報告書 *Kysymyksiä demokratian kehittämisestä – Kansalaisten osallistumis- ja vaikuttamiskeinojen kehittäminen sekä demokratia-asioiden hallinto Ruotsissa, Norjassa ja Tanskassa*, Oikeusministeriön julkaisuja 2004:5<sup>74)</sup> のプログラムの枠組みの中で実施される調査作業の一部である。

- (72) *Eduksellinen demokraati, Kansanvalia 2007 – toimikunnan mietintö* (KM 2005:1) を参照。
- (73) 民意反映のための政策プログラムの枠組みの中で作成された、当該プログラムのジェンダー主流化に関する調査報告書 *Tasa-arvon työkirja, 27.10.2004, s.37-45* と比較せよ。ここでは、両性の平等を促進するために「民主主義二〇〇七」審議会は何に着目すべきかが提案されている。